

妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を予算の範囲内において、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、国交付要綱、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等を受ける経費は、対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としな

- (1) 妙高市に住所を有していない者又は市外に住所登録している者で、実績報告の日までに妙高市に住所登録が完了しないもの
- (2) 市税等について滞納があるもの
- (3) 設置する建物が公共下水道及び農業集落排水区域にある場合、下水道のつなぎ込みが完了していないもの
- (4) 妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条に規定する暴力団員であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業を行うもの

3 設備を導入する建物が賃借している建物である場合は、建物の所有者から当該事業の内容について承諾を得ていなければならない。

4 1つの施設の一部において申請者が事業のために占有している場合は、申請者が事業のために占有している部分に係る経費のみとし、これによりがたい場合は、その全てを補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象事業に着手する前に妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号の1、別記様式第1号の2）に必要書類

を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査した上で、補助金の可否を決定し、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、軽微な変更を除く次のいずれかに該当する変更等が生じた場合は、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業変更承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費について、20パーセント以上増減する場合又は補助金の額に影響が出る金額の変更をする場合
- (2) 事業又は事業箇所を変更する場合
- (3) 事業を中止する場合

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査した上で、変更の可否を決定し、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、通知するものとする。

3 交付決定者は、第1項に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業軽微な変更届（別記様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、申請した事業が完了したときは、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて、当該補助事業が完了した日から1月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告があった場合、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金確定通知書（別記様式第7号）により、確定した補助金額を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の規定に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項に規定する決定の取消しがあったときは、妙高市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、通知するものとする。

3 第1項の規定は、額の確定があった後においても適用するものとする。

4 前項の場合において、市長は交付決定者に対し既に交付されている補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備保管)

第10条 交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

1 雪国型太陽光発電設備（家庭用、事業所用）

補助金交付の目的	壁面斜め置き等の雪国型の太陽光発電設備に係る設置費用の一部を補助することにより、雪国における太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用を促進する。
補助対象者	住宅又は事業所（妙高市ゼロカーボンチャレンジ事業所登録制度の登録を受けた事業所をいう。以下「みょうこうゼロチャレ事業所」という。）

	に壁面斜め置き等の雪国型の太陽光発電設備（P P A及びリースにより導入するものを除く。）を設置するもの
補助対象事業	<p>壁面斜め置き等の雪国型の自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>（１） 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号。以下「国実施要領」という。）別紙２の２重点対策加速化事業（２）ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>（２） 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</p> <p>（３） 妙高市内に設置されるものであること。</p> <p>（４） 他の補助制度等を利用していないこと。</p>
補助金額	<p>太陽光発電設備（太陽光電池モジュールの公称最大出力）の合計値に１kW当たり、次の補助金額を乗じて得た額（１,０００円未満の端数は切り捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用 ７万円／kW（住宅等に設置されるもの） ・事業所用 ５万円／kW（事業所に設置されるもの）

２ 蓄電池（家庭用）

補助金交付の目的	壁面斜め置き等の雪国型の太陽光発電設備に接続する蓄電池に係る設置費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用を促進する。
補助対象者	１の付帯設備として蓄電池を設置する者（P P A及びリースによるものを除く。）
補助対象事業	<p>１の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>（１） 国実施要領別紙２の２重点対策加速化事業（２）ア（イ）蓄電池に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>（２） 妙高市内に設置される定置用のリチウムイオン蓄電池であること。</p> <p>（３） 次の仕様の蓄電池であること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用：4,800A h・セル未満かつ15万5,000円／kWh（工事費込み・税抜き）未満 ・事業所用：4,800A h・セル以上かつ19万円／kWh（工事費込み・税抜き）未満 <p>(4) 別紙2（施工業者記入様式）の要件確認事項の関連する要件を全て満たしていること。</p> <p>(5) 他の補助制度等を利用していないこと。</p>
補助金額	蓄電池の価格（円／kWh・工事費込み・税抜き）の1／3以内（1,000円未満の端数は切り捨て）

3 高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器（事業所用）

補助金交付の目的	高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器又は高効率給湯器の設置費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制するとともに、二酸化炭素の排出抑制を促進する。
補助対象者	みょうこうゼロチャレ事業所
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国実施要領別紙2の2重点対策加速化事業(2)ウ(チ)の高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器に定める交付要件を満たすこと。 (2) 妙高市内に設置されるものであること。 (3) 別紙2（施工業者記入様式）の要件確認事項の関連する要件を全て満たしていること。 (4) 他の補助制度等を利用していないこと。
補助金額	補助対象経費の1／2以内（1,000円未満の端数は切り捨て）